

第4回 乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会 会議録要旨

開催日時 令和3年4月15日（木曜日）18時30分から20時30分まで
開催場所 世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室
出席者 栗井委員長、和田副委員長、○篠原委員、○宮崎委員、○無藤委員、
○山下委員、○大久保委員、○坂田委員、○谷本委員、○神田委員、
柄木田委員、○寺村委員、柳澤委員、知久委員、山本委員、大澤委員、
志賀委員、本田委員、北村委員、毛利委員、隅田委員
（オブザーバー 平沢教育参与）
※委員21名中21名出席
※○印の出席者はオンラインで参加

1 挨拶等

(1) 挨拶（栗井委員長）

(2) 自己紹介

※資料2（名簿）の順で自己紹介

(3) 副委員長指名

委員長より、副委員長に和田委員を指名

2 「(仮称) 指針・基本方針(素案たたき台)」について

資料3（(仮称) 指針・基本方針の考え方）、資料4（「(仮称) 指針・基本方針」【素案たたき台】）について、事務局より説明

3 宮崎委員より発表

乳幼児期の教育・保育において大切にしたいポイントと実践の視点

－保育の質の向上と評価の面から－

(スライド2)

世田谷区の就学前の教育・保育機関は、ここ十数年来児童数の増加に伴って急速に拡大しており、数年前の十倍ぐらいの施設がある。また、その形態も様々であり、認可・認可外・事業所内・企業主導型・家庭的・保育室・小規模保育等々と数も多く、質が保たれるためには工夫が必要なところを区の行政が中心に努力していると認識している。そういった中でも（保育の質等に関する）差がいろいろとあって、これから取り組まなければならないのが今回の問題と捉えている。

イメージ図で示したように、開設したばかりの園も多く、また、長年の実績があり文化の高い園がある中でそれぞれの実情に合わせた保育の質の向上を今後目指していかなければならない現状がある。(図の)ピンクで示したように園・個人といった組織全体で自己評価して保育の質を高めようと努めている園もあれば、開設したばかりの園では日々の保育に精一杯で保育の質を見出すのに手が届かない、実績のある園でも実績があ

るだけに新しい視点で保育の質を見つめることができにくい。そうした実情にあわせて「(仮称) 指針・基本方針」が新たな役割を果たしていくものと認識している。質を高めるための保育の質とは何か、どう評価していくかを示していくために、「乳幼児期に大切にしたいポイント」であるとか「実践の視点」を示していくことが必要である。

(スライド3・4)

OECDが示している6つの視点に基づいて、現場は保育の質をとらえていこうとしている。また、国が示したもので評価するのではなく、自治体からリードし、さらに自治体だけがものを言うのではなく、現場もそれぞれ質を高めるために向かっているといわれている。文科省と厚労省がそれぞれ保育の質をこのようにとらえていくのがよいのでは、このようにみていくとよいと図式化したものをスライドで示した。

文科省はこれまでの幼児教育の文化を大切にして幼児理解を基にした評価を前提にして、保育の質を見ていくべきということと、新しい視点として特別な支援の必要な子どもたちの対応というところから新しいテーマを出して、具体的にこのような視点を保育所、幼稚園、こども園がきちんと見つめていくことが大切と示していることを認識している。そして、厚労省は保育の質をこのように定義してはどうかと説明がなされていて、その多様性をとらえていく中で質を高めていくために6つの方法の中で保育の質を見つめていくという大きな方針が示されていると認識している。

保育の質として大切なことが具体的に示されているのかが現場との共通認識の難しさである。国として大切にしたい保育の質は要領・指針等に書かれているので、そこを各園がどのように見つめ直すのかが問われている。そのために今回区が「(仮称) 指針・基本方針」を出すことで、どのような見つめ方をするのが保育の質を高めていくことになるのかということにつながっていくのだと認識している。厚労省・文科省ともに要領・指針に書かれていることを基にして、それぞれの園で、それぞれの保育者が子どもの生活する姿や遊ぶ姿、育つ姿を、それぞれの視点で検討し続けることが保育の質を高めることにつながると思っている。特に対話、見える化という日常の中でなされていることが大切で、そのことが保育の質を評価することにつながると思っている。それぞれが新しい視点を持って保育に日々取り組むことが大切と国は伝えていると認識している。今回の「(仮称) 指針・基本方針」にあたって、それぞれの園、それぞれの職員の中で課題を見つけて検討し続けることを大切にしていければよいと考える。

(スライド5)

もう一つ別の視点から言うと、世田谷区の保育の質の向上への取り組みとして、私が関わっている新規園の選定・審査等では、国が定める監査や指導あるいは国が求めている自己評価や第三者評価のほかに、独自の審査方法や基準を設けて、そこも満たしたところを認可するという基準を作り、区独自の保育の質を高めるための工夫をしてきた。ここに示した「保育の質ガイドライン」とか、具体的に読み物として分かりやすくした「なるほど! せたがやのほいく」として示されているものを保護者や各園の保育者に配って、ここを大切にしようとして積極的に取り組んでいる。

認可が認められた新しい園は、開設前支援プログラムを独自に企画し、園長候補者や

主任候補者を集めて世田谷区の保育についての理解を深めたり、各施設の保育の課題を共有していく場を設けて、新たな園が立ち止まらないように、質を高める工夫がされているという実態があることもお伝えしていきたい。そのほか、開設後も様々な助言や巡回をして、個別の相談にも応じている現状がある。また、世田谷区の独自の取り組みとして研修会を設定するだけでなく養成校との協働にも取り組み始めている。国が求めていく保育の質の向上のみならず、区独自の保育の質の向上の取り組みがなされていると認識している。

(スライド6)

各園が保育の質の向上の取り組みをしていると認識しているが、現状の中でいくつかの園を見ていくと全ての園ということではないが、取り組みながらも専門性や責任感の中で揺らぎがあるのが実情である。

国からは保育の質がこういうものであるとか、ここまで質が高まればいいという具体的なものを示さないことに意味をもたらしているが、現場としては専門性があるがゆえに、これでいいのだろうか、どこを目指せばよいのかなど、いつも問いながら保育の質に向かっている現実がある。これは決して悪いことではなく専門性と責任感ゆえの「揺らぎ」として常に問い続けるために必要だが、現場の先生はどこまで何をすればとも思っているようでもある。

(スライド7)

そういった意味で今回の「(仮称) 指針・基本方針」がガイドになるのではと思うと同時に、保育の質の向上に直結するようなキーワードやキーセンテンスの共通理解の必要性がある。子ども主体の保育ってどんなもの、子ども中心の保育という言葉が独り歩きしていて、色々な解釈があるのも現実である。同時に子ども主体の保育、子ども中心の保育と言いつつ、保育者の主体性を大切にすることが言われ始め、相反するように考えられてしまうキーセンテンスが出てきた時に本来の意味が現場で共有できるよう再構築する必要があると思っている。

枠組みの中に書いたが、子どもの主体がどう育まれるかが独り歩きして違った方向に現場で進んでいるのを感じたり、保育者の主体性を持つことが子どもの主体を阻むようになっていっているのではという現状もあったりして、いろいろと交錯している現状があることを、今回の「(仮称) 指針・基本方針」で再確認する必要があると思っている。

(スライド8)

次に、保育の質をどのように評価するのかは、諸外国ではいろいろな研究がなされているが、この方法でやらなければいけないという現状はなく、保育の質を高めるための研究、保育の質をこう評価するための研究をそれぞれの保育者や園がしていくべきというのが国の方向性としてある。大きな流れとして一つはチェックリストやスケールを用いた数的に評価するものもあるが、日本の文化では根付きにくい。ここに書かれているE C R E SやI T E E R Sなどの評価項目については、日本の保育園ではほぼある程度基準を満たしており、保育の質を高めるのは右側の保育の記録やドキュメンテーション等の質的評価をしていくことが必要ではないか、また対話や見える化を通して評価する

という大きな流れがある。

(スライド9)

そういったところで対話や見える化と言われているが、現場の中では対話をする中で、どのような対話をするかで質が高まるのか、ドキュメンテーションやポートフォリオ、ラーニングストーリーなど色々な言い方があるが、保育の見える化ということで、映像と文字を使って保育者の意図や子どもの遊ぶ姿を読み取ることをどうするのか、どう変わっていくことが保育の質を高めることにつながるのかがいろいろと課題になっている。

現場で関わるなかで保育の質の問題として、見えてくること、今後、検討すべき視点は、子どもの姿をどう語るか、保育者が行う保育者の行為の根拠をどう語るか、遊びと学びの関係をどう語るのか、このドキュメンテーションや対話を通して進めていくことが重要であると考えます。その中で語られる言葉の多様さ、見る視点の多様さ、語る言葉の豊かさが変わることを保育者の管理の中で進めていくことが大切と感じている。こうした視点が「(仮称) 指針・基本方針」の中で示されるとよい。

(スライド10～15)

具体的に教育・保育の大切にしたいポイントがどのようなことかは骨子の中で示されているので私が細かく示すものではないが、指針の内容をとらえると子どもの育ちを示している基本的事項を基にして、その中で何が大切にされているのか、素敵な実践がされている現場はどんなことがなされているのかを指標として出していく必要があると思った。

指針に書いてある基本的事項、子どもの育ちとそれに伴う保育者の保育が書かれていることを取り上げた。これを実践的に見て、具体的な見直しの視点や子どもの育ちに必要な経験をまとめてみた。一つ一つは読み上げないが、例えば0歳児の保育を見ていくと、その子どもの人格人権を大切にしたい保育、一つひとつの子どもの体の動き、発声、子どもの言葉に応答して意思確認したうえで保育の行為をする。大人の都合で子どもを動かしたり、抱っこやおんぶをすることのないような保育をどうしていくのかを丁寧に考えている園を見ると、専門性の高い人格・人権を大切にしたい保育がなされていると感じる。そのようなところを1・2・3歳以上児の保育についても書かせていただいた。丁寧に具体的視点を出していく必要があると思う。

(スライド16)

最後に、今後、保育の質向上のために求められることをまとめてみた。個人の中で努力をしなければいけない、組織として努力をしなければいけないと言われているが、区として独自にできることを考えると、すでに地域ごとのネットワークがあるので、その力を使って開放性を求めた各園ごとの自由な行き来ができるような保育の質の評価の仕方、見つけ方の検討ができるものがあるとよい。

そして、この「(仮称) 指針・基本方針」や行政の仕事として全体的なバックアップがなされると、より素敵な保育が展開される区になる。そうしたことを土壌にこの「(仮称) 指針・基本方針」のポイントを議論できればよい。

4 意見交換

委員 細かい言い回しの話はもっと先なのでおおまかなところでの意見を述べたい。基本的には、「大切にしたいポイント」が原則として出されて、より具体的な試みや年齢ごとのポイントは「実践の視点」という2段階の組み合わせはよいと思った。

大切にしたいポイントでは、ここに入る前に当たり前のことを言っておいたほうが良いのは「位置づけ」。(資料3の)図そのものがあるかどうかではなく、従来こういう議論を区でしていたとか、要領・指針などの前提とか、そういう区としての想定、前提、構想、これが書かれている、示されている上でこれらのポイントが示されている、というのが見えた方が分かる。

それから、最初に子どもの権利の主体というところできちっと位置付けることは非常に大事。これをどのくらい砕くかどうか、ほかのポイントも全部そうだが難しい。

それぞれ大切にしたいポイントはその通りだが、仮にそのとおりのものが出されて、現場の先生方にどのくらい分かるかということ、聞いたことがある程度には分かるが自分たちが日々やっていることと関連するかが見えにくい。

実践の視点に出てくるから良いということもあるが、「子どもを権利の主体としてとらえる」を言えば誰だってそうだと思うと思うが、より具体的に乳児保育から始まって乳児という言葉が言えない子であっても権利の主体であり、言葉にはならないけれど内々の声、思いがあって保育者はそれを聞き取っていく、そういうことにつながる。その辺りがちょっとでも見えるように、実践の視点につながるように砕いたほうがよい。

そういう意味で言うと、例えば「環境を通した教育・保育」もその通りなのだが、私自身が要領改訂に関わった中で改めて思うのだが、分かるような分からないようなと感じる。指針でも要領でも解説には踏み込んで書いてあり、指導資料と称する冊子には実践事例が出ているので環境ってそのような話なんだとか、小学校で言えば教材なんだとか、環境をモノ・ヒト・コトと言い換えたりするが、保育者も環境だし友達も環境なんだとか、そういうあたりが見えてくるようにしたいなというところである。それをどこまで砕くか、吟味するかということ、もちろんかなり何度もこのような会議や事務方の検討や現場の人と一緒にワーキンググループで押さえていく必要がある。

また、先に加えると、子どもの主体性に対し保育者の主体性が大事だというのは一見対立的。子どもは主体だよということと保育者がいない、保育者が主体だと子どもがいなくなりやすい。両方が大事だし果たすべき役割とか対話とかが大事だと思う。

そう考えると私はその部分に保育者と共に園の職員へと広げていくことには意味があると思う。私はそこにさらに保護者と入れてほしいなと思う。そうすると一人の保育者が一人で悩むだけでなく園として一緒にやっていく、場合によって

は保護者と相談しながらやっていくとか、さらに言えば幼稚園・保育所・こども園の役割である子育て支援の大切さにも言及できるかなと思う。

事務局 抽象度の問題、ワーキンググループ、ワークショップ、こういった形でかみ砕くのが適切なのか検討していきたい。環境も多義的な部分がある、検討課題としたと思う。園の職員と保護者、園の職員については3ページの3つ目の丸に書いてあるがこれだけでは伝わらない部分もあるので検討課題である。保護者の視点が表しきれしていない。

委員 乳幼児期の教育・保育で大切にしたいポイントをどう表すのかが改めて難しい。タイトルの表記も「環境を通じた教育・保育」で切れている。その上の段は「子ども一人ひとりに対する理解を基盤とする」という表現があるので、「環境を通じた教育・保育を推進する」とか、「～姿を重視する」とか、文章のくくりも大事だと思った。

区で大事にしている「ことばの力」や「探究心」のことが前回出ていたが、そういった視点も「乳幼児期の教育・保育で大切にしたいポイント」の中に入れておいた方が良いと感じた。

宮崎先生に伺いたいのは、「保育者の主体性の発揮」、このことがよく分かっていない。要領では保育者の役割が出ていて5つ挙げられている。保育者はこういう役割があるよという理解と、保育者の主体性の発揮とは同じことなのか、違うことなのかを教えていただきたい。

委員 保育者の主体性という言葉は最近新たに出てきた視点である。要領等の解説に書かれている憧れのモデルになるとか、共鳴者であるといった5つの役割とは違う意味合いでとらえるべきと認識している。子ども中心、子ども主体の保育の流れの中で、子ども中心に、子ども主体にと考えると保育者が一歩引いてしまっているような、ただただ子どもに委ねていけばよいとして過ごしてしまうことがある。「見守る」という言葉が独り歩きしてしまったり、保育者の専門性が見られない保育が独り歩きしてしまう危険性がある。

それとともに、OECDの2030ビジョンの中で、大人が責任を持って行動すること、保育者が子どもの主体を大切にすることこそ保育者も責任をもって主体的に保育を意識していかなければならないと言っている。子どもが主体的に遊びこむにはその意味や意図を保育者が理解していることが大切。教育課程や全体的な計画の見通しを持ったうえで導いていく、それが保育者の専門性、主体性であり、そこがあるからこそ保育への関わり方が決まってくる。単に子どもに委ねればよいのではなく、子どもに委ねるからこそ、保育者が子どもの育ちを見通し保育の計画を立てるという責任を主体的に持つべきだと議論されていると認識してこの言葉をとらえた。

先ほど図の中で十字に切った資料を示したが、保育者の専門性の高さと子どもの主体性が高くなれば子ども中心になるが、バランスが悪いと一斉保育型、保育者の主体がなければ放任、ということが認識されなければならないと言われ始めて

いる。

委員 一つはおっしゃるように保育者や教師の主体性が言われるのは子どもの主体性が前提にある。「大切にしたいポイント」の中でも「保育者自身の思いや願い」ということがあるが、保育者はまずは親を含めた大人たちが次の世代の子どもを育てたいという願いの代表者、エージェントである。さらにその願いを実現する際に保育者は専門性をもってその願いを実現しようとする。その二重の意味で責任を持つことを主体性というのだと思う。

日本語の「主体性」は分かりにくいですが、そういう意味合いで使っている。そうすると保育における専門性は、子どもの主体性をいかに大事にし、尊重しながら、なおかつ大人の子どもたちを育てたいという願いを大切にするにはどうすればいいか、そこに専門性がある。それを踏まえて保育者の主体性ということだと思う。

もう一つ加えたいのは、園として職員と一緒に、保護者がいてと言っているのは、幼児教育施設の問題。全部ではない、ベビーシッティングもあるが、基本的に幼稚園・保育所・認定こども園は施設があってそこに子どもがいての保育なので、園としての集団的主体性ということまで考えて広げていく。一人ひとりの保育者が自分の願いだけでやっていいということではなく、園としての責任がそこに生じている、背景としてそこまで含めての主体性として考えたい。

保育者の主体性が独り歩きすると、他人は自分の思うようにやれと受けとりやすいが、そうではなく、乳幼児に対してなので、他人が思うようにやれと命令すると他人は主体だが、子どもの主体は消えてしまう。そういう子どもの主体を組み込んだ大人の主体のあり方を考えようという呼びかけの言葉だと思う。

委員 主体性をどうとらえるかは人によってさまざまだと思う。自分も「? (疑問)」がいっぱい付いた。保育者の専門性の発揮というのとは違うのか。専門性と責任を持つという話があったが、責任を持って保育をするのは当たり前のことなので、それを考えると主体性よりも専門性を発揮するというほうがピンとくると思ったが、現場の先生方はいかがか。

委員 専門性の発揮は大事なので、このポイントに入れたほうがいいと思うが、ただここをわざわざ主体性と言っているのは、根本に子どもをよりよく育てたいという保育者、園、大人たちの願いがあるので、主体性と言わなければいけない。専門性だとかなり技術的なことである。根本的な人間としての願いに支えられて保育・教育があるということを言っているのではと思う。

委員 日頃から主体性はすごく難しく感じている。何をもって主体性と言えるのかと。どこからどこまでがこの子は主体性があるのかないのか、先生においてもあるのかないのかも、定義が決まっているわけでもなく、でもよく使われている言葉。保育をしている中で見ていると、その人自身の年齢とか経験とかそういうことだけではなく、その人のパーソナリティ、人間性、先生自身もどういう幼児期を過ごして育って、どんな家庭環境、友達、どんなことにチャレンジしてこの職に就

いたのか、そういう自分自身がどういうパーソナリティを持って保育をしているのかということ、そこにどのような喜びややりがいを感じていくのか、それが自然と専門性に醸し出されてくるのではと感じている。

専門性というと技術的なことの上手・下手、できる・できない、評価、そういうことに寄ってしまいがちだが、たくさんの先生や実習生と関わっていると、一人ひとりの先生の持ち味、パーソナリティが大切で、それによって子どもと向き合うこと、子どもにどんな言葉をかけて一日過ごすか、子どもの気持ちの読み取りとか、全てそういうところから出てくるのではと日ごろ感じている。

委員 興味深い話。私も主体性について考えていた。子どもの主体性と大人の主体性というのは、対話的な保育の中から生まれてくるもの。子どもの目の輝きを読み取った保育者が、この言葉、このもの、この動き、それが子どもたちに影響して両者が高め合ってそれが両者の主体性となる。

今後、この「(仮称)指針・基本方針」を作り上げていくのに、現場の職員がワークショップなどで高めていけたら勉強にもなるし、中身自体が本物の保育者の言葉として作り上げることができると思った。具体的に読み取れる文章になっていることがどういうことかや、わかりやすい言い回しといったことは、現場の職員が考えていくことで他の職員がよく分かるものになるのではと感じた。

子育て支援の話もあったが、区民に開かれたものにしていきたいというところでは子育て支援は入れていった方がよい。小学校とのやり取りの部分でも相互理解が一番問題になっている。相互理解ができる仕組みができればどんなに素晴らしいか。皆で作っていくプロセスが必要であり、出来るとよい。ウェブ、Zoom等を使って現場の人たちで作れたらいいなと思っている。

委員 宮崎委員の話はよく分かる。大事なのは教育・保育をしている当事者は先生ということ。誰が考えスタンスを作り進めていくのかは先生、だけどそこに子どもの考えとか、「この子はどういうことを考えている」「どういうことをしたい」そこが活きているかどうか。

つまり、子どもが主体の活動を作っているのは先生、(子どもが)勝手にやっていたら先生でなくてもよい。先生がいる意味というのが宮崎先生や無藤先生が言っていた先生の主体性、指導性だったり、当事者意識、だから何を学ぶかが重要。子どもの主体性と先生の主体性を天秤にかけるのではなく、それぞれが持っている意味が違う。先生が「私たちがやるんだよね」という気持ちをどこまで持てるか、そして、その上でそれが子どもたちの願いをもって進められるかが一番大事なので、用語は後で良いと思っている。大事なのは保育をする当事者は誰か、誰のためにするのかということが明確に示されていること。

委員 私は、主体性は自発性の上にある、自発性が育まれてこそ主体性が育まれていくと認識していた。保育者も見通しを持って自発的に動くだけでなく、配慮を要する子どもや保護者支援も多様化している中で、見通しがいい中で考えなが

ら専門性を発揮するとなると、そこに主体性が必要になると考えていたが如何か。

委員 (自発性と主体性は) 相互作用しながら育っていくと感じている。育っていくために大切なこと、子どもの権利を主体とか、子ども一人ひとりの理解といったことは「(仮称) 指針・基本方針」の中に書かれているが、実際に先生方が実践するのに大切なポイントは、保育の流れに沿って説明したほうが分かりやすい。いきなり「育みたい資質・能力」や「10の姿」が出てしまうと5歳の終わりだけをイメージしてしまう。そうではなく、まずは子どもの事を知る、育ちをとらえたいうえでその子にどういう保育をしていくのかというねらいを持つ、それに基づいて教材が選ばれて環境が作られる。そして環境の再構成をしていく。そしてもう一度自分が立てたねらいに基づいて子どもがどう育っていったのかを振り返って評価していく。それを次の保育に生かしていく。こうしたP D C Aを回すとした時に、保育者が流れの中で何が大切かという風を書いていくと、点ではなく線としてつながっていくので、そういう書き方で整理したほうがよい。保育者の主体性だけに特化して書いていくのは違和感がある。

委員 辞書の用例は別にして、保育指針などを見ると自発性や自発的というのは、要するに自分からやるとか、やりたくてやるとか、その程度の意味で使われている。それに対して主体性は、自発性を大切にすることで成立することだが、まさに権利主体とか人間の人格、尊厳とかをふまえた一番根本にある事柄を指している用語。保育の中で主体性を大事にするということをよく分からない保育者に「子どもの自発性とか意欲を大切にすることですよ」と言われれば、確かに具体的にはそうなのだが、主体性とはもっと深い意味として使っている。子どもの主体性を大事にしながらもある局面では子どもの自発性を止めることもある。でもそれは長い目で見れば子どもが育ちたいという、言葉にできない人としての根本に関わるものを大事にすることであり、自発的ということではやりたいから何をしてもよいとはならない。

そう考えると、一人の子どもの主体性には、他の子どもの主体性を認めていくことや、大人たちの主体性を認めていくことも含まれていく、そういう社会における主体性に展開するのでは、そして、そこに子ども側から見た保育者の主体性も関わっているのだと思う。この主体性と自発性は学生にもよく質問されるが、説明すると余計分からなくなる。

委員 「(仮称) 指針・基本方針」の案を読んで、中身に関してはここから議論を重ねて、骨子に対して肉付けをしていくとは思いますが、それをいかに私たちの現場に落とし込んでいくのが大切。

そうした時に1事業体、1機関で仕組みを作り上げていくことは、私立園の連盟の中であればできるというイメージはあるが、これは区内の教育・保育に携わる機関が連携・協同して、オール世田谷で作っていかねばいけないと感じた。これは宮崎先生のお話にあった「開放性のある自主的な取組み」につながる

と思うが、これをどう作っていくのがイメージしづらかった。

これまでも、指針が改定された際もそうだし、世田谷の保育の質ガイドラインが示された時もそうだが、私立園長会や職員間で読み合せて、考えて、共通認識を広げてきた、活用してきたことを考えると、「(仮称)指針・基本方針」はさらにポイントが絞られている印象があるので、むしろ私たち教育・保育に携わる者にとっては自分たちの保育を振り返る、考える交流を活性化させるためのツールとして意味があるものであると感じた。

事務局 世田谷区全体として考えているので、現場の園内研修等でもやっていってご意見をいただきたい。

委員 うち(の園)で考えると、子どもたちの主体性イコール自己決定と考えている。決定する内容についてどうかというのが一番大きな問題。0歳も5歳も自分が自由に決められることが大事で、危険なこと以外は全て自由と考えている。自分で判断をして自分で行動して、全て自由に子どもたちができる環境を作ろうと思っている。

子どもたちが実際本当の意味で自由かということ難しいところがあって、例えば「こま」しかなければ「こま」で一生懸命遊ぶ子が出て、子どもたちは「こま」が好きだからこれで十分と判断しがち。子どもの発達をよく見ておかないといけなくて、子どもは日々発達するものと捉えている。昨日遊んでいたものが今日は遊ばなくなることもある。「こま」しかなければ今日も明日も「こま」で遊ぶだろう。そこを見ることができると専門性だと思っている。

保育する側の主体性という点では、色々な規制を受けてしまうと自由に発想できないから、職員も自由でなければならないと思っている。自分で決めて自分でやって、ただ「子どもたちの自由を阻害する自由」は無いということだけは制限をかけている。主体性とは色々な意味で使われているようなところがあるので、なるべく詳しく主体性についての理解が進むような文章ができればよいと思う。

委員 全体的なことの中で話をしたい。

まず一つは保育の中で使われる言葉が解釈の幅が大きいので、そこをどんなふうに通じ理解できるものになるのかを丁寧に入れ込んでいかないと、一人歩きしていくものが多い。主体という言葉も自主的とどう違うのか、保育者の主体性が専門性とどう違うのかというのがあるので、共通理解する言葉であるべきということを前提としていかなければいけない。解説すると読み込んでいかなければいけないので、ワークショップ等で現場の先生とも話してみて、現場の先生の言葉で語っていくべきことだと思った。

考え方・骨子の具体的なものが出てきた時のイメージとして、個人意見として先生方の意見を伺いたいのだが、仮称で「指針・基本方針」というタイトルだが、このタイトルでこの内容だと、タイトルが違うのかなというイメージである。「指針・方針」というと、いわゆる要領・指針のようにしっかりと読み込むものというイメージがあるが、今回のものは考える視点とか対話していくとか保育の質を

評価していくツールになっていくのだとすると、そうでないタイトルの方が、現場の先生が手に取れるものになるのではないか。また、基本の路線として大切にすることは書くのだが、世田谷区のめざす子どもの大切なところが少しでも保育の現場で分かりやすい言葉として残っていかなければならないということがずっと引っかかっている。行政のつくるものとして「大切な視点」は分かるのだが、「世田谷らしさ」が文章の中で少しずつでも入っていくことができればということにはこだわりたい。

現場の先生がこれを読んで、保育って面白いよね、私たちのやっていることってすごく専門的で奥深くって、このことを語っていると時間があつという間に過ぎてしまうという仕掛け、夢物語のようになってしまいが、そういうものでありたいと思っている。これを読むと保育者がまず、いきいきわくわくして、子どもたちを育てるためにいきいきわくわく保育ができる、そういった方向性になるものができる嬉しい。タイトルからの捉え直し、内容が決まってきたならば、それに応じた装丁も考えなければならないのかなと感じた。

そしてもう一つ、言葉としても大切だが、現場の保育と実際に結び付くことを「実践の視点」で書いていかないと難しいと考えている。資料には、現場の保育を見ていて、こんな保育をしていて、こんなことを考えている現場があるというのを参考までに書かせていただいた。

事務局 今日が初めての方は、なぜ「(仮称)指針・基本方針」なのかと思っただろうが、当初の「スタンダードカリキュラム」は教科教育を連想するといった意見をいただいた中で、仮称にした。内容に合わせてタイトルは意見をいただいて決めたい。言葉の多義性の部分についても意見をいただいたが、なるべく分かりやすい言葉で示したい。乳幼児教育支援センターでも研修等で対話できる機会があるので、そういったことを生かせればと思う。

委員 さきほどの委員の話に同感。これをきっかけにして、現場の先生が保育は面白い、自分の保育を見直して園の保育を見直してとなれば良いと思う。

「実践の視点」の保育のことで具体的なことが書かれているが、「3歳以上児の教育・保育で大切にしたい経験」、ここが大変不満。直したいところがたくさんある。具体的なところは時間がないが、伝えたいところがたくさんある。

「環境の構成」のところもたくさん意見がある。

「幼児教育と小学校教育との接続」のところは、もうちょっと踏み込めないかな、まだ幼児教育と小学校教育が互いに遠慮しているように思う。お互いに保育や授業を見ながら、もっと子どものことを語り合える場が作られるとよいのではと思う。特に「地域の関係者間の交流・相互理解を促進」とあるが、この程度でよいのかという感じ。世田谷区が子どものために力を入れようということが、ちゃんと小学校につながっていかないとやる意味がない。ここをもっと丁寧に書き込んだ方がよい。

「家庭との連携」のところでは、幼稚園・保育所・認定こども園は保護者と一緒

に子どもを育てていくことが大事であり、子育ての主体は保護者であり、その保護者を支えていく役割が幼稚園、保育園などの保育者にある、もっと子どもの成長をともに育てていく書きぶりが欲しい。

「教育・保育の質向上の取り組みの充実」のところでは、巡回支援の話があったが、そういったこととか、幼児教育アドバイザーを世田谷区は始めているところなので、そういった活用についてはしっかり区として発信していく必要があると思った。

事務局 「実践の視点」は次回に向けて、事前にZ o o mで先生ともやり取りさせていただきたい。

小学校の先生の立場という話があったが、いかがか。

委員 宮崎先生のパワーポイントの中で「対話」ということが挙げられていた。現場の先生方が子どもの姿を正しく見取るには、対話が大切なんだと改めて感じながら話を聞かせていただいた。そういう時間がなかなか取れないが、正しく子どもを見取ることが原点になっている、そう先生たちが思えるような「指針・基本方針」であるとよいと思っていた。

委員 小学校と幼稚園の接続の部分で、ぜひ盛り込んでいただきたいこととして、特別支援に関わる子どもをどう共通理解をしながら育てていくかということがある。去年まで兼任園長だった時は、幼稚園から小学校に来た時は支援の仕方が細かくできていた。兼任ではない小学校に来てみると、来てみて初めて支援の方法や、幼稚園の時どうしていたか、**小学校ではどうしよう**と考える。

さまざまな課題を抱えた子どもが入学し、幼稚園や保育園にもそれぞれいて、これをどう見取りながら育てていくか、こういったことを入れていただくとよい。今いる子の中には、子どもも保護者も課題を抱えた家庭も多い。連続して家庭や子どもの支援ができる方法も大切だ。

委員 「家庭との連携」の2つ目、「乳幼児教育・保育施設の専門性を生かした子育ての支援」、この「専門性を生かした」に深く踏み込みたい。ちょっと分からない感じがする。子育ての支援とひとくくりに言っても、経済的支援から精神的支援から特別な配慮が必要な子どもへの支援と、支援の範囲が広がっている気がする。その支援を施す側と受ける側の保護者の思いにズレか生じてはいないか、支援をどこまで求められてもどうなのかなど、子育て支援をもう少し理解したいと思った。

「教育・保育の質向上の取り組みの充実」のところで、振り返りや評価、研修等の充実は今言われているが、自己評価と学校関係者評価は自園を含めてまだままだの状態。そこのところはもうちょっと分かりやすくもっと取り組まなければいけない。そこは先生方のご意見を踏まえて分かりやすくしていただきたい。現場の先生は日々のことに追われていっぱいいっぱい。園全体のことをやらなければとか、預かり保育とか、送迎バスとか、多岐に渡って色々なことが求められている。ゆっくりと幼児教育を考えたいという時間が必要。研修という1～

2時間の限られた時間ではなく、毎日のことにつながっていかなくてはならない。現実にはそうはいかなかったり、悩みが多いので、今回の取組みが活かされるものでありたいと願っている。

委員長 今回の主体性等のご意見、タイトルを含めて次回の5月では修正した資料を議題にしてご意見をいただきたいと思っている。

5 その他

- ・ワークショップの開催について。資料6（乳幼児教育・保育の「(仮称)指針・基本方針」作成に向けたワークショップのご案内）にあるように、「(仮称)指針・基本方針」を現場での実践に役立つ内容にさせていただくために、現場の保育者と一緒に考えるワークショップを、6月12日と6月23日に開催したい。6月12日には無藤委員に基調講演をお願いしている。まだ無藤委員の許可をいただけていないが、YouTube等を活用して基調講演を動画で見られるような仕組みにより、ワークショップに参加できない園からも意見をいただくことを考えている。
- ・第5回は5月27日（木）の開催を予定している。時間については18：30開始、庁議室での開催（外部委員についてはオンライン）を予定している。
- ・次回までに各委員とZoom等で議論させていただきながら、たたき台をまとめていく。

以上